

# 国史跡橘樹官衙遺跡群の史跡追加指定について

## 1 国史跡橋樹官衙遺跡群の概要

- (1) 指定の履歴 平成27年3月10日付 文部科学省告示第38号 史跡指定
- (2) 指定名称 橋樹官衙遺跡群(たちばなかんがいせきぐん)
- (3) 指定地 川崎市高津区千年宇伊勢山台415番2外 49筆等
- (4) 指定面積 12,083.61㎡
- (5) 遺跡群の評価 7世紀後半の地方行政組織である評の役所の成立の背景や構造、そこから郡衙(郡家)へと発展する過程やその後の廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、7世紀から10世紀の地方官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

## 2 史跡追加指定の経緯

平成27年3月10日の官報告示により本市初の史跡に指定された橋樹官衙遺跡群については、史跡の将来にわたる保存整備・活用を図るための基本方針として、「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」を平成30年2月13日に策定した。

この保存活用計画策定に向けた検討を進める中で、史跡が所在する高津区千年及び宮前区野川の土地所有者等に、橋樹官衙遺跡群の将来的な保存・活用等における市としての考え方等を説明したところ、土地所有者の中から史跡追加指定についての同意を得ることができたことから、史跡の追加指定に向け、文化庁に平成30年1月25日付けで意見具申を行い、同年6月15日文化審議会から追加指定の答申を受けた。

## 3 史跡追加指定地について

- (1) 追加指定等の対象の所在地 神奈川県川崎市高津区千年宇上原宿369番2外15筆

### (2) 指定等の対象の面積

- ①追加指定面積 3,036.47㎡
- ②既指定面積 12,083.61㎡
- ③合計 15,120.08㎡

### (3) 所有関係の概要

- ①追加指定地 民有地(所有者7名) 3,036.47㎡
- ②既指定地 国有地 548.25㎡  
(所管:財務省関東財務局横浜財務事務所)  
川崎市有地 2,867.01㎡
- 民有地(所有者7名) 8,668.35㎡
- ③合計 国有地 548.25㎡
- 市有地 2,867.01㎡
- 民有地(所有者14名) 11,704.82㎡

#### 4 史跡追加指定のスケジュール

- 平成30年1月25日 文化庁に意見具申書を提出
- 平成30年6月15日 国の文化審議会文化財分科会で審議・議決、史跡追加指定を文部科学大臣に答申
- 平成30年秋頃 官報告示予定（正式に追加指定）

#### 5 史跡追加指定後の予定

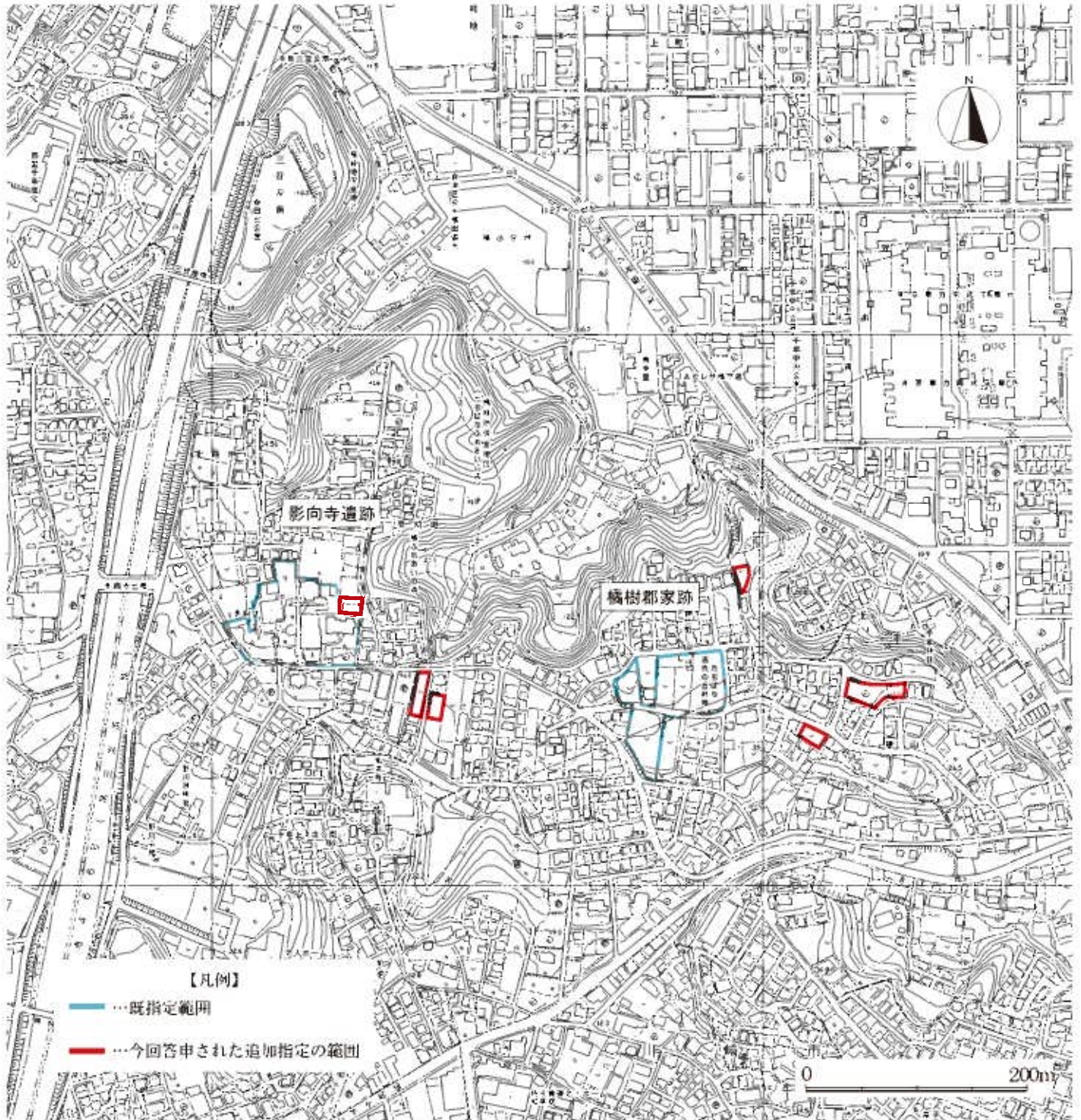
- (1) 追加指定の官報告示に合わせ、追加指定記念事業を実施する（史跡めぐりツアー、発掘調査現地見学会、古代衣装体験等）。
- (2) 史跡指定地及び追加指定地については、土地所有者から市による土地買取りの要望が出されていることから、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、土地所有者との調整を図った上で公有地化スケジュールを作成する。
- (3) 平成30年度から国庫補助（80%補助）を活用し、スケジュールに基づき公有地化を図る。また、平成31年度策定予定の整備基本計画の中で、公有地化の進捗状況に合わせた整備の方針を決めていく。
- (4) 追加指定地については、今後市民の活用に向けた整備を進めていく予定であるため、公有地化の進捗に合わせ、国から現状変更許可を得て、遺跡の詳細な内容を把握するための発掘調査を実施し、整備計画に反映していく。



神奈川県内における対象地域の位置



川崎市における対象地域の位置



国史跡 橋樹官衙遺跡群の指定範囲と今回答申された追加指定の範囲



①正倉院東外周区画溝（橘樹郡家跡第18次調査）



②軒丸瓦出土状況（影向寺遺跡第17次調査）